

# 平成22年4月1日から 沖縄県立青年の家・少年自然の家が沖縄県立青少年の家に変わります

県立の青少年教育施設としての役割や利用方法などは基本的にこれまでと変わりませんが、名護青少年の家及び糸満青少年の家については、指定管理者制度導入に伴う変更点があります。主な変更点は下表の通りです。

		平成22年3月31日まで	平成22年4月1日から						
名称	沖縄県立名護青年の家		沖縄県立名護青少年の家						
	沖縄県立糸満青年の家		沖縄県立糸満青少年の家						
	沖縄県立石川少年自然の家		沖縄県立石川青少年の家						
	沖縄県立玉城少年自然の家		沖縄県立玉城青少年の家						
	沖縄県立宮古少年自然の家		沖縄県立宮古青少年の家						
	沖縄県立石垣少年自然の家		沖縄県立石垣青少年の家						
休所日	名護青年の家 糸満青年の家 石川少年自然の家 玉城少年自然の家 宮古少年自然の家 石垣少年自然の家	(1) 月曜日 (2) 祝日及び慰霊の日(月曜日にあたる場合は翌日) (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日 必要があると認めるときは、臨時に休所日に開所し、又は休所日以外の日に休所することがあります。	<table border="1"> <tr> <td>名護青少年の家 糸満青少年の家</td> <td>(1) 月曜日(祝日又は慰霊の日にあたる場合は翌日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 必要があると認めるときは、臨時に休所日に開所し、又は休所日以外の日に休所することがあります。</td> </tr> <tr> <td>石川青少年の家 玉城青少年の家 宮古青少年の家 石垣青少年の家</td> <td>変更なし</td> </tr> </table>	名護青少年の家 糸満青少年の家	(1) 月曜日(祝日又は慰霊の日にあたる場合は翌日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 必要があると認めるときは、臨時に休所日に開所し、又は休所日以外の日に休所することがあります。	石川青少年の家 玉城青少年の家 宮古青少年の家 石垣青少年の家	変更なし		
	名護青少年の家 糸満青少年の家	(1) 月曜日(祝日又は慰霊の日にあたる場合は翌日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 必要があると認めるときは、臨時に休所日に開所し、又は休所日以外の日に休所することがあります。							
石川青少年の家 玉城青少年の家 宮古青少年の家 石垣青少年の家	変更なし								
料金納付方法	名護青年の家 糸満青年の家 石川少年自然の家 玉城少年自然の家 宮古少年自然の家 石垣少年自然の家	使用料 使用許可申請書に相当額の県証紙を貼附	<table border="1"> <tr> <td>名護青少年の家</td> <td>利用料金</td> </tr> <tr> <td>糸満青少年の家</td> <td>現金等で納付</td> </tr> <tr> <td>石川青少年の家 玉城青少年の家 宮古青少年の家 石垣青少年の家</td> <td>変更なし</td> </tr> </table>	名護青少年の家	利用料金	糸満青少年の家	現金等で納付	石川青少年の家 玉城青少年の家 宮古青少年の家 石垣青少年の家	変更なし
名護青少年の家	利用料金								
糸満青少年の家	現金等で納付								
石川青少年の家 玉城青少年の家 宮古青少年の家 石垣青少年の家	変更なし								